

重要

さぶろく

残業

休日
労働

36協定

届出していますか!?



届出していないと、**違法**です。
1秒たりとも残業させてはいけません。

※1名でも従業員がいる事業場は、届出が必要です。

働き方改革何をしてよいかわからない・・・

そのような事業所様はまずは36協定を適切に協定、届出するところから始めましょう!!

36協定の届出は 社会保険労務士事務所にお任せください!

36協定とは・・・

事業主と労働者代表が残業について協定を結ぶ（両者の捺印が必要）。この協定を労働基準監督署に届出する必要があります。

労働基準法第32条（労働時間）

1. 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
2. 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。
→36協定を届出することにより残業（労働時間の延長）、休日労働をさせることが違法とならない。

労働基準法第119条（第32条に）該当する者は、**六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。**

- ❗ 事業主様のみならず、役職者（執行役員、部長等）も処罰の対象です。
- ❗ 会社の風評被害を生じる可能性があります。（悪評による取引先・顧客離れ）
- ❗ 未払い残業代請求・損害賠償請求等 行政指導以外にも問題・支払が生じる可能性があります。

まずはご相談ください

36協定作成・届出

(1事業場、期間：1年間)

※顧問のお客様は無料

2万円

設立10年以上の実績 ◆取引実績100社以上

人事・経営まさき事務所

特定社会保険労務士 牧 正樹

〒631-0078 奈良県奈良市富雄元町2丁目

3-29-1 上田ビル401号

TEL: 0742-45-4780

FAX: 0742-45-4787